

（5）自殺対策の推進【越前市自殺対策計画】

当該項目は、自殺対策基本法第13条で定められている「自殺対策計画」として位置づけます。

本市の平成24年から令和3年までの10年間の自殺者数は、142人（男性101人、女性41人）です。特にコロナ禍の令和2年から令和3年の自殺者が増加し、自殺死亡率は県・国平均より高く、コロナ禍の影響により、自殺の要因となる健康や生活に関する問題が悪化したことや、生活様式の変化が影響していると考えられます。

自殺者の内訳は、60歳以上の人人が75人（男性51人、女性24人）と全体の52.8%、失業等含む無職者は72人で50.7%でした。また、同居人がいる人の割合は78.2%と県・国より高く、これは本市の、全世帯のうち同居人がいる人の割合が89.7%（2020国勢調査）と高いことが要因であると考えられます。さらに、全国的には女性の自殺者は2年連続増加、小中高生は過去最多の水準となっていますが、本市ではそれほど高くはないものの今後の動向を注視していく必要があります。

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やす取組みが重要です。生きづらさや悩みを抱えた人が、孤立することなく、地域とつながり、支援を受けることができ、悩みを抱える人を支える家族等の支援者が孤立しないよう、地域の医療・保健・福祉・教育・職域等の関係機関が連携・協働するしくみが重要です。

また、高齢者の精神的な孤立を防ぐための生きがいづくりや健康づくり事業の推進、自殺のサインを見逃すことがないよう孤立しやすい人を地域で見守るネットワークづくりや人材の養成が重要です。

本市は、全ての人が個人として尊重されると共に、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指します。

○主な取組み

- ・地域のネットワークを活用し、気がかりな人を早期に発見し、必要な機関につなぎます。
- ・自分自身のストレス度のチェックや睡眠と休養に関する情報提供、自殺予防週間・月間中の自殺予防の啓発や相談機関の周知など、こころの健康に関する市民への普及啓発を促進します。
- ・こころに不安や悩みを抱える人が相談しやすいよう、面接や電話による相談会を開催します。
- ・自殺のサインに気付き、適切な機関につなぐことができるよう、ゲートキーパー（注21）を養成します。
- ・優先課題への施策を推進します。

（1）高齢者への支援

- ・生きがいづくりの推進
- ・介護予防、認知症予防や在宅医療の推進による健康不安に対する支援
- ・地域包括支援センター等の相談窓口の機能強化

(2) 生活困窮者への支援

- ・包括的な生活困窮相談支援の充実と関係機関との連携強化

(3) 勤務、経営問題を抱える人への支援

- ・「悩みごと相談会」の周知や「丹南地区地域・職域連携推進協議会」におけるメンタルヘルスを含んだ健康づくり対策との連携

(4) 妊娠・出産・子育て期の悩みを抱える人への支援

- ・女性顧客に接する機会の多い民間事業所に対しゲートキーパー養成講座等を実施
- ・専門職が、妊娠・出産・子育て期の悩みに寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の実施

(5) 子どもへの支援

- ・児童生徒の心理的理の促進、不登校の児童生徒への適切な対応等を通じた子ども達が安心して過ごせる学校内外の環境づくり

(注 21) ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。